

## 第55回 熊本県童話発表大会実施要領

### 1 趣 旨

子どもたちに、おはなしを発表する機会を提供することで、読書意欲や読書力の向上と、豊かな心の育成を図る。

### 2 実施方法

#### (1) 県大会について

- ① 今年度は平成28年熊本地震の影響を受け、被害が甚大であったこと等の理由により地方大会の実施が困難な地区があることに鑑み、各地方大会代表児童が一堂に会して発表を行う県大会は行わない。
- ② 例年、地方大会において優秀な成績を収め、地方大会事務局から推薦された児童に県大会で授与していた賞状及び記念品は、本年度は当該被推薦児童に直接送付し、その送付時期は、地方大会の結果報告を受けて後日行うものとする。
- ③ 地方大会事務局からの推薦枠は、熊本市から4人、山鹿市から1人とし、その他の各教育事務所管内から2人とする。ただし、八代教育事務所管内に関しては、八代市から1人、氷川町から1人とする。
- ④ 特別賞5賞（最優秀賞、熊本県立図書館長賞、熊本県学校図書館協議会長賞、熊本県読書推進運動協議会長賞、熊日童話会長賞）については表彰をせず、賞状は授与しない。

#### (2) 地方大会について

- ① 大会経費は、各教育事務所に対し令達する。
- ② 地方大会については、各地方大会事務局の判断により開催可能な地方で実施する。

#### (3) その他

童話発表大会の継続性と各地方大会の統一性を保つため、地方大会においても以下の発表上の注意事項を適用することとする。

- ① 発表内容は、童話（日本、外国、創作など）、民話など児童の読み物を対象とする。
- ② 発表時間は、1～2年生は1人5分、3～6年生は1人7分とする。題名、学校名、学年、氏名の発表も時間に含む。
- ③ 発表のときは、資料を持たない。
- ④ 発表者全員スタンドマイクを使用する。
- ⑤ 審査基準は、熊本県童話発表大会審査要領に準じる。